

重要事項説明書

本説明書は、ステラ千住ふたば保育園(以下「当園」という。))における特定保育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

2025年4月1日現在

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 星風会
代表者氏名	理事長 早川 武憲
事業者の所在地	〒328-0004 栃木県栃木市田村町928
電話番号	0282-27-3969
定款の目的に定めた事業	児童福祉法の諸規則に従い、乳幼児に必要な保育サービスを提供します。

2 施設の目的及び運営方針

施設の目的	社会福祉法人 星風会が設置するステラ千住ふたば保育園(以下「当園」という。)が保育所として行う教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用する子ども」という。)に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。
運営方針	① 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 ② 教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して教育・保育を提供するよう努める。 ③ 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

3 当園の概要

名 称	ステラ千住ふたば保育園					
所 在 地	足立区千住一丁目3番8号					
電 話 番 号	03-6812-0800					
F A X 番 号	03-6812-0802					
認 可 年 月 日	2019年6月1日					
管理者(園長)氏名	佐々木 恵美子					
利用定員	90名					
内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6名	15名	15名	18名	18名	18名
特別保育事業	産休明け保育・延長保育・発達支援児保育・一時保育・乳幼児すこやか相談・年末保育・次世代育成支援事業					
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施					
第三者評価の概要	当法人が指定する第三者評価機関に評価を1年目から3年間実施。3年経過後も3年ごとに受審し、結果を公表する。(今年度実施済)					
職員の研修実施状況	1 当園が実施する施設内研修を実施し、全員参加で行います。 2 東京都・足立区・当法人が実施する研修に参加します。					
嘱託医	医療法人社団 星風会 井上病院・井上クリニック 東京都足立区竹ノ塚5丁目12番11号 奥野 章 医師					

4 職員の職種、職員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管 理 者 (園 長)	1名	保育園総括、保育園運営管理全般、保育の質の向上と職員育成、苦情関係、会計関係、防災関係、外部組織との対応等
主 任 保 育 士	1名	管理者(園長)の補佐、地域の保護者等への子育て支援、保育士等の統括、保育の全体計画の立案 等
保 育 士	13名 以上	保育業務、保育の全体計画と保育の指導計画等の立案、家庭との連絡、保育の環境構成 等
看 護 師	1名	0歳児健康管理及び全園児健康管理 等
調 理 員	委託	給食業務、給食事務 (株式会社 清島食品)
事 務 員	1名	一般事務全般
用 務 員	1名	園舎清掃等雑務全般
嘱 託 医	1名	子どもの心身の健康管理・定期健康診断・歯科健診・保護者の相談、新入園児健康診断 等

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日		月曜日から土曜日まで	
開園時間		7時00分から19時30分まで	
保育標準時間		7時30分から18時30分まで	
延長保育時間	朝	7時00分から7時30分まで	
	夕	18時30分から19時30分まで	
保育短時間		8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	7時30分から8時30分まで	
	夕	16時30分から18時30分まで	

6 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- (1) 当園は区や区市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。
- (2) 当園の利用開始に当たり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。
- (3) 当園の子どもが次のいずれかに該当するときは教育・保育の提供を終了するものとする。
 - ① 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
 - ② 支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
 - ③ 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - ④ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

7 保育士配置基準

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1

8 休園日

当園の休園日は、次に掲げるものとします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月31日～1月3日まで

9 施設の概要

敷地面積	6 1 1 . 3 6 m ²
建物構造	鉄骨造 3 階建て
建築年次	2 0 1 9 年
延床面積	8 5 6 . 8 5 m ²
保育室数及び面積	7 室 2 5 5 . 0 3 m ²
野外遊戯場	代替場所：千住仲町公園 3 2 4 0 m ²
設備概要	遊戯室、調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ等
加入保険	公益社団法人全国私立保育園連盟の賠償保険に加入
設備状況	冷暖房完備（0 歳から 2 歳児室は床暖房有） 1 1 0 番通報システム・防犯カメラ設置

10 提供する保育・教育の内容

保育の目標

○子どもが今を最も良く生き、望ましい未来を創り出す基礎を培うために

- ・十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし生命の保持および情緒の安定を図るものとします。
- ・健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うものとします。
- ・人とのかかわりのなかで人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うものとします。
- ・生活のなかで、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うものとします。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うものとします。
- ・長時間保育の子どもの保育環境を整えます。

家庭的でゆったりとくつろげる環境や保育者の個別的なかわりなど、子どもが負担なく落ち着いて過ごせるようにします。夕保育の時間帯においては、1 日の疲れや保護者を待つ気持ちを受け止め温かくかわります。職員の勤務体制により 1 日の中で複数の職員が担当することになるので、引継ぎの際は、正確な情報の伝達を心掛け、子どもや保護者が不安を抱かないようにします。

○入所する子どもの保護者支援のために

- ・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育室の特性や保育士などの専門性を生かして、その援助にあたるものとします。

11 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとします。
- 2 当法人の保育園では、栄養士が作成した献立を実施するものとします。
- 3 献立は、旬の野菜や果物・魚を取り入れた季節感のある献立で、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとします。
- 4 給食は毎日の保育活動の中でも大きな位置を占めています。「食事」は生活リズムを整えるための大きな役割を担うとともに、子どもの感性を育て、生涯の食行動や食習慣に大きな影響を与えます。さらに食べることの大切さ、給食を通して皆で食べることの楽しさを感じていくことで、子どもたちが「食」に興味を持ち、感謝する心を育むことも給食の大きな役割とする。
- 5 保育園では年齢にあった食事習慣を身につけるために給食の内容や食事のとり方など十分留意し、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとします。

<アレルギー対応について>

食物アレルギーについては、現在、アレルギーの原因物質を食べないこと（除去食）で、症状の悪化を抑えることが大切だと言われています。しかし、原因となる食品や症状は、一人ひとり異なっており、除去食の内容や期間については医師の診断のもと実施していく必要があります。

当法人では、保護者への通知・依頼、診断書・食事箋などの説明をし、マニュアル手順に従って行うものとします。

しかし、食物アレルギーだからといって、食事療法だけで良いとは限りません。普段の生活での注意も必要である。生活リズムを整えること（朝起きる・夜寝る時間を決めること、食事時間を決めることなど）や、体を鍛えること、さらに住環境など生活全般にも目をむけることが大切だと考え、食育計画の下で保育をすすめるものとします。

12 健康診断、健康管理について

（１）健康診断

当園は、園児に対し、１年に２回、小児科医師による定期健康診断を実施します。

０歳児は毎月健康診断を実施します。

身体測定を月１回実施します。

歯科医師による検診を年１回実施します。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ① 毎月身体測定を行い、保護者の方にもお知らせするものとします。
- ② 登園したら検温するものとします。
- ③ 人から人にうつる感染症は保育園という集団保育では注意が必要です。
学校保健安全法に基づき出席が停止の基準がある。医師が許可するものと、医師の判断を受けて保護者が記入する登園許可証が必要とします。(保育園にあります)
- ④ インフルエンザ・感染性胃腸炎に罹患した場合は、区の方に報告するものとします。
- ⑤ 当園では原則として、預薬はしていないものとします。
お薬が必要な場合は、保護者の方が行うか、医師に相談して時間調整をするなどの 対応をお願いするものとします。
- ⑥ 発熱によりお迎えをお願いする場合があるものとします。
朝から 37.5 度以上の場合は、登園を控えて頂きますが、お子様の平熱・気候にもよりますので、状況判断させていただくものとします。
- ⑦ ひどい下痢や嘔吐の場合は、お迎えをお願いするものとします。
- ⑧ 保育園では、玩具・保育室等消毒しています。感冒等の流行の時は玄関にある消毒液をご利用するものとします。

13 緊急時等の対応

保育時間中に、園児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ園児の保護者が指定した緊急連絡先に連絡するものとします。また、嘱託医又は主治医に相談するなどの措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願うものとします。(医師によっては、保護者の許可が得られないと対応できないところもあるので、保育園からの連絡には必ず対応して頂けるようお願いします)

14 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、園児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとします。

15 利用者負担額

副食費	(対象：3～5歳児) 4,800円/月額 足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無料です。 足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。(居住自治体から補助がある場合、無料または減額します。)
延長保育料	保育標準時間：7時00分から7時30分・18時30分～19時30分 は世帯区分によって決定します。当園に支払うものとします。(月極延長保育は1歳以上) 保育短時間：7時30分から8時30分・16時30分から18時30分は500円/日 当園に支払うものとします。 一時延長保育料：7時00分～7時30分 400円/日 (0歳児は500円) 18時30分から19時30分 600円/日 (0歳児は1,000円) 当園に支払うものとします。(スポット延長保育は0歳児含む) ※19時30分を超過した場合は、1時間500円追加料金となります。
補食	補食代(夕1時間延長におけるおやつ代)は、延長保育料に含まれています

その他の利用者負担

費用の種類	徴収額	徴収の目的
遠足等の入場料金等	必要に応じて実費	費用の一部負担のため
卒園アルバム代	該当年度額に準ずる	個人購入品のため

16 非常災害時の対策

1	保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「避難訓練計画」に従って行動し、園児の安全の確保を図るものとします。
2	月1回の避難訓練及び消火訓練を行う。
3	不審者対応訓練・消火訓練・通報訓練・応急手当など関係機関と連携または、講習を受けるなどを行い、園児の安全確保に努めていきます。
4	防災設備として、消火器・誘導灯・自動火災報知機・110番通報システム・119番通報システム・非常用ライト・防犯カメラなどがあります。
5	携帯電話への連絡として、ICTシステムの「コドモン」の導入を活用しています。

17 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して園児に関する情報を提供する際は、園児の保護者の同意を得るものとします。

18 保育内容に関する相談・苦情窓口

当 保 育 園	窓口設置場所	ステラ千住ふたば保育園 事務室内 足立区千住一丁目3番8号
	窓口開放時間	8時30分から17時00分まで
	相談・苦情受付担当者 相談・苦情解決責任者	主任 : 柳澤 裕子 園長 : 佐々木 恵美子
	受け付け方法	電 話 03-6812-0800 ファクス 03-6812-0802
第 三 者 委 員	役 職	星風会監事
	氏 名	日向野 兵造
	電話番号	0282-22-3106
	役 職	星風会評議員
	氏 名	青山 一郎
	電話番号	0282-27-3960

19 虐待防止のための措置に対する事項

ステラ千住ふたば保育園は、子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

ステラ千住ふたば保育園は、保育の提供中に、当園の職員又は、養育者（子どもを現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待防止などに関する法律に従い、児童相談所等適切な専門機関に通告するものとします。

また、児童虐待予防法第5条により、保育園職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならないという、努力義務が課せられております。

同 意 書

ステラ千住ふたば保育園の利用の開始にあたり、「ステラ千住ふたば
保育園重要事項説明書」の交付及び説明を受け、記載内容に同意したの
で署名します。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児 童 氏 名：

児童から見た続柄：